

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

資料2
基本目標1

施策体系区分							実 施 事 業					No.
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和7年度 事業計画	令和7年度 実施結果	令和8年度 事業計画	
基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	主要課題1 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 附属機関等への女性の参画の拡大	1	附属機関等への女性の参画の促進	市政に対する女性の参画機会を拡大するため、「附属機関等に関する指針」の徹底を図り、積極的に参画を推進します。	総務課	長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針	若者（概ね39歳以下）をはじめ、幅広い年齢層や分野から市政への参画を促進するとともに、女性の参画を積極的に進め、「長野市男女共同参画基本計画」に基づき、女性委員の割合が40%以上となるよう努める。また、「長野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に盛り込まれている市民公募枠20%以上の確保を図り、市民参画を積極的に推進する。	チェックリストの活用により、所管所属の「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」への意識定着に努めるとともに、推薦団体の意向等により目標値を達成できていないものについて、同指針の趣旨を踏まえた対応を引き続き各附属機関の所管所属に促していく。	審議会等委員の選任時に、各附属機関の所管所属に対してチェックリストを作成し確認を依頼することで、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」への意識定着を図っているものの、推薦団体の意向や公募人数に対し応募者が少ないなどの理由から目標値を達成できなかった附属機関もある。	チェックリストの活用により、所管所属における「長野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」への意識の定着に努めるとともに、推薦団体の意向等により目標値を達成できていない附属機関については、同指針の趣旨を踏まえた対応を引き続き各附属機関の所管所属に促していく。	1
						人権・男女共同参画課	講師の派遣	各所属における職場研修開催に際し、担当課の要請により、当課職員を講師として派遣する。	市役所の部課を対象に、男女共同参画センター相談員または当課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナーを開催する。	庁内から要請なし	市役所の部課を対象に、男女共同参画センター相談員または当課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナーを開催する。	2
			2	附属機関等の委員選出母体となる団体の役員への女性の登用促進	審議会委員の選出母体となる団体に対し、役員への女性の登用について働き掛けなどを行います。	所管課						3
		② 市役所における女性職員の職域拡大と管理職への登用	3	女性職員の職域拡大とキャリア形成の支援	「【統合版】長野市役所特定事業主行動計画」に基づき、性別に捉われない業務分担や女性職員の職域拡大、キャリアパスの選択肢を広げるための幅広い職務経験の付与やキャリアデザイン研修の充実を図ります。	職員課	人事における取組	市の女性職員について、慣例にとらわれない柔軟な配置を進め、職域の拡大を推進する。	女性職員が配置されてこなかったポストや、企画・立案部門への登用など柔軟な配置を進め、人材育成に向けた取組を推進する。	・企画立案を行う部署へ新規採用の女性職員を積極的に配置 ・令和8年4月1日現在 課長補佐以上の女性管理職の登用率（全部局） 13.99%（前年比+1.04%） 89／636人（前年比+6人）	女性職員が配置されてこなかったポストや、企画・立案部門への登用など柔軟な配置を進め、人材育成に向けた取組を推進する。	4
						職員研修所	キャリアデザイン研修の実施	節目となる時期の職員に対し、自分の能力等を把握して将来のビジョンをデザインし、実現のためにキャリア形成・開発をどう図るかを学び、考える機会を提供する。	・採用2年目の職員及び年齢の節目となる30歳、40歳の職員を対象に、キャリアデザイン研修を実施する。 ・定年延長により、役職定年を意識するベテラン職員を対象に、自らのキャリアを主体的に考える研修を実施する。	キャリアデザイン研修を以下のとおり実施した。 (1) キャリアデザイン研修A（採用2年目職員） 11/19 74名 (2) キャリアデザイン研修B（30歳の職員） 10/30 49名 (3) キャリアデザイン研修C（40歳の職員） 11/20 24名 (4) キャリアシフトチェンジ研修（55歳の職員） 2/4 26名 講師：外部講師	・採用2年目の職員及び年齢の節目となる30歳、40歳の職員を対象に、キャリアデザイン研修を実施する。 ・定年延長、役職定年を意識する50代中盤の職員を対象に、今後の自らのキャリアを主体的に考える研修を実施する。	5
			4	女性職員の登用の推進	管理的職務や業務への配置・登用に向け、女性職員個々の能力、適性に合った計画的な育成を図ります。	職員課	人事における取組	市の女性職員の管理職への登用を推進する。	（統合版）長野市役所特定事業主行動計画における管理的地位（消防を除く課長相当職以上）にある職員の女性割合10%以上を維持するため、引き続き女性の管理職への登用の拡大を図る。	・令和8年4月1日現在 課長級以上の女性管理職の登用率（消防局を除く） 12.23%（前年比+1.75%） 28／229人（前年比+4人）	【統合版】長野市役所特定事業主行動計画における管理的地位（消防を除く課長相当職以上）にある職員の女性割合を10%以上とする目標に向け、女性の管理職への登用の拡大を図る。	6
	主要課題2 地域活動等における男女共同参画の推進	③ 政治分野における女性の参画促進	5	女性のための講座の実施	多様な人材が参画する意義や必要性について啓発を行うとともに、政治や行政への女性の関心と理解を深める講座や啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	女性を対象に、政治や行政への関心と理解を深める講座を開催する。	女性を対象に、政治や行政への関心と理解を深める講座を開催する。	実施なし	女性を対象に、政治や行政への関心と理解を深める講座を開催する。	7
		④ 男女共同参画の視点を取り入れた地域力向上	6	男女共同参画への理解を深める講座の開催	住民自治協議会等が開催する男女共同参画セミナーへの開催支援や市立公民館・市交流センターが開催する男女共同参画について理解を深めるための講座を通じて啓発活動を推進します。また、女性が市政や政策・方針決定の場に積極的に参画する意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課	地域における男女共同参画の推進	地域活動において女性が「意見を述べる場、意思決定の場」へ積極的に参画するための取組を行う住民自治協議会等に対し、支援する。	住民自治協議会等が開催する男女共同参画セミナーの開催支援及び開催の働きかけを行う。	8地区10回 参加者数342人	住民自治協議会等が開催する男女共同参画セミナーの開催支援及び開催の働きかけを行う。	8
						家庭・地域学びの課	市立公民館・市交流センターにおける男女共同参画について理解を深めるための講座の開催	市立公民館・市交流センターにおける男女共同参画を促進するための各種講座の開催	男女共同参画をテーマにした講座等を開催する。	企画公民館数：3館 事業数計：3事業 開催回数：計14回（うち12回は地区内複数開催） 延べ学習者数：439人	男女共同参画をテーマにした講座等を開催する。	9
			7	住民自治協議会や区・自治会等への女性の参画の促進	住民自治協議会等の方針決定の場へ女性を積極的に登用するよう、様々な機会を通じて地域における男女共同参画意識の啓発を行います。また、女性の参画意識の醸成や女性の参画しやすい環境づくりを支援します。	地域活動支援課	住民自治協議会等への働きかけ	人権・男女共同参画課が住民自治協議会等に対し、女性参画について説明する場を提供するとともに、地域での取組を促す。	住民自治連絡会議において、人権・男女共同参画課が女性参画について説明する場を提供する。	各住民自治協議会に対し、「男女共同参画セミナー」講師の派遣や啓発DVDの貸出についての情報提供を行った。住民自治協議会会長、事務局長を対象とした会議内で、女性の参画が多様な参画へつながることを明示した。	住民自治連絡会議において、人権・男女共同参画課が女性参画について説明する場を提供する。	10
						人権・男女共同参画課	住民自治協議会等への働きかけ	住民自治協議会等に対し、女性参画や選択事務に関する説明を行い、地域での取組を促す。	住民自治連絡会議において、女性参画について説明する。	住民自治協議会における女性の参画率等の情報提供を行った。また、住民自治連絡会議において選択事務の見直しと併せて男女共同参画セミナーの実施について情報提供を行った。	住民自治連絡会議において、女性参画について説明する。	11
		⑤ 地域における女性の参画の促進	8	女性リーダーの育成	地域活動における女性のリーダーを育成するための講座等を開催し、その活動を支援します。	人権・男女共同参画課	女性リーダー育成講座の開催	地域づくり等における男女共同参画・女性活躍の推進にかかる意識向上を図る講座を開催する。	女性のための地域活動セミナー 市内2か所×2回程度 令和6年度開催地区のフォローアップ実施	女性のための地域活動セミナー 市内2か所（松代地区（4回）、浅川地区） 65人	・男女共同参画シンポジウムの開催 ・女性のための地域活動セミナー 1か所×2回	12
			9	女性役員登用への働きかけ	地域活動に取り組む諸団体における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用について働きかけなどを行います。	地域活動支援課	住民自治協議会等への働きかけ	人権・男女共同参画課が住民自治協議会等に対し、女性参画について説明する場を提供するとともに、地域での取組を促す。	住民自治連絡会議において、人権・男女共同参画課が女性参画について説明する場を提供する。	各住民自治協議会に対し、「男女共同参画セミナー」講師の派遣や啓発DVDの貸出についての情報提供を行った。住民自治協議会会長、事務局長を対象とした会議内で、女性の参画が多様な参画へつながることを明示した。	住民自治連絡会議において、人権・男女共同参画課が女性参画について説明する場を提供する。	13
						人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	住民自治協議会ははじめ各種団体等が行う、地域づくり等における男女共同参画の意識向上を図るセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	8地区10回 参加者数342人【再掲】	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	14
			10	女性のエンパワメントの推進	女性の参画拡大に向けた自己能力開発のための学習機会を提供します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	女性のエンパワメントの推進のための講座を開催する。	女性のための地域活動セミナー 市内2か所×2回程度 令和6年度開催地区のフォローアップ実施	女性のための地域活動セミナー【再掲】 市内2か所（松代地区（4回）、浅川地区） 65人	女性のための地域活動セミナー 1か所×2回	15

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標1

施策体系区分							実 施 事 業					No.
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和7年度 事業計画	令和7年度 実施結果	令和8年度 事業計画	
基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	地域活動等における男女共同参画の推進	⑥ 地域防災・復興における女性の参画拡大	11	防災における女性の参画の拡大	女性の意見を反映させるため、長野市防災会議における女性委員の割合を高めます。	危機管理防災課	長野市防災会議への女性委員就任	長野市防災会議における女性委員の割合を高める。	引き続き女性の推薦について配慮いただくよう関係機関に周知する。	女性の推薦について配慮いただくよう関係機関に周知した。	引き続き女性の推薦について配慮いただくよう関係機関に周知する。	16
			12	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築	災害に関する各種対応マニュアル等について、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。避難所用の備蓄において、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点をもって取り組みます。	危機管理防災課	災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点の反映	各課に対して、災害対策本部各班個別対応マニュアル総括表等災害に関する各種対応マニュアルの作成・修正を依頼する際には、男女共同参画の視点を踏まえるよう周知していく。	各課に対して、各種対応マニュアルの作成・修正を依頼する際には、男女共同参画の視点を踏まえるよう周知していく。	災害に関する各種対応マニュアル等を作成・修正時には男女共同参画の視点を踏まえるよう各課へ周知した。	各課に対して、各種対応マニュアルの作成・修正を依頼する際には、男女共同参画の視点を踏まえるよう周知していく。	17
						人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画の視点から災害対応にあたることのできる地域の人材を育成することを目的とした講座を開催する。	地域防災講座 1講座	「スフィア基準で考える”我慢させない”避難所づくり」1講座	地域防災講座 1講座	18
			13	女性消防吏員・女性消防団員の拡大	「【統合版】長野市役所特定事業主行動計画」に基づき、全消防吏員に占める女性消防吏員割合の引き上げを図ります。また、地域防災の要となる消防団については、女性団員の確保に取り組み、女性の視点からの防災対策充実を図ります。	消防局総務課	人事における取組	女性消防吏員の採用を推進する。	全消防吏員に占める女性消防吏員の割合を4%以上とするため、引き続き、就活イベントへの参加や職業説明会を開催する等によりPR活動を実施する。	就活イベントへの参加、職業説明会等を開催し、PR活動を実施した。1名の女性吏員が入局した。	全消防吏員に占める女性消防吏員の割合を4%以上とするため、引き続き、就活イベントへの参加や職業説明会の開催、SNSでの広報も展開しPR活動を実施する。	19
						消防局警防課	女性消防団員の募集	女性消防団員を積極的に加入促進し、女性団員の活性化を図る。	引き続き女性消防団員の加入促進のため、消防団と共に加入促進用広報チラシの配布を行う。	消防団による呼びかけ、チラシ配布等により女性消防団員が7名増員	引き続き女性消防団員の加入促進のため、消防団と共に加入促進用広報チラシの配布を行う。	20
		⑦ 女性の社会活動への参画促進	14	女性同士の多様な分野の交流促進	女性活躍の推進を図るため、地域おこし協力隊などで地方と関わる都市部の女性や、市内のあらゆる分野における異業種交流など、様々な女性の交流を積極的に推進します。	人権・男女共同参画課	女性のための異業種交流会の開催支援	普段触れることの無い異なる業種の方々と交わることによって、価値創造や革新的な発想、幅広い人脈形成につなげる交流会を開催する。	異業種交流会1回	NAGANO働く女性会議大会議（主催：長野商工会議所）との連携	異業種交流会1回	21
			15	NPOやボランティア団体等への情報発信・連携強化	地域社会を支え、女性活躍への取組等を進めるNPOなどとの連携を強化するとともに、これら活動への市民参画を促すための情報発信に取り組みます。	人権・男女共同参画課	男女共同参画サポート事業の実施	男女共同参画推進に取り組む市民団体等を対象に講座・講演会、調査研究の企画を公募し、市民団体等の活動を支援する。	サポート事業の廃止			22
	主要課題3 働く場等における女性の活躍の推進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑧ 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	16	男女雇用機会均等法等の定着・促進	労働関連法をはじめとする労働に関する情報を提供し、男女の雇用機会均等及び待遇の確保等について、国及び県等の関係機関と連携を図り、市内事業所の意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正を図る内容のセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	1事業所1回53人	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	23
						商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への男女均等に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	男女雇用機会均等法等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	男女雇用機会均等法等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	男女雇用機会均等法等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	24
		⑨ 女性活躍の推進に向けた取組強化	17	女性の職域拡大と管理職への登用	事業所における性別にとらわれない職業意識の醸成や職域拡大など、職場の慣行を見直し、女性の管理職登用への働きかけを行います。	人権・男女共同参画課	男女共同参画優良事業者表彰の実施と公表	性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用等を積極的に行っている事業者を表彰し、公表することで啓発を図る。	・男女共同参画優良事業者の表彰 男女共同参画優良事業者賞・奨励賞 各々2社（者）以内 ・男女共同参画優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙等事業者の紹介	・男女共同参画優良事業者の表彰 男女共同参画優良事業者賞 セラテックジャパン株式会社 ・市ホームページ、情報紙で事業者の紹介	・男女共同参画優良事業者の表彰 男女共同参画優良事業者賞・奨励賞 各々2社（者）以内 ・男女共同参画優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙等事業者の紹介	25
						商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への女性の職域拡大と管理職への登用等に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	女性の職域拡大と管理職への登用促進などの周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。	女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等に関する資料などの周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置した。	女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等に関する資料などの周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。	26
			18	女性活躍推進に取り組む事業者の支援	市内事業所における気運醸成と波及効果を狙って、積極的に女性の活躍推進に取り組む民間事業者を表彰し、その特色のある取組事例の周知を進めます。また、事業者による女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている企業への、計画策定を支援します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正を図る内容のセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	1事業所1回53人【再掲】	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	27
						商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等に関する資料などの周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。	ハラスメント防止についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	ハラスメント防止についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	28
			19	働く女性の職業能力の開発機会の提供	働いている女性が、自らキャリア形成を行い、その能力が十分に発揮できるよう、女性の活躍を推進するとともに、働き方を改革するためのノウハウや各種支援制度、先進企業での事例などを発信し、企業の実態に応じた取組を支援します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正、女性自身のキャリア形成の促進を図るセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	1事業所1回53人【再掲】	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	29
						商工労働課	就労支援講座の開催	勤労青少年ホーム及び中高年齢労働者福祉センターにおいて、再就職に向けて就労支援講座を開催する。	キャリア形成・就労支援のための講座を勤労者福祉施設で開催する。	勤労者福祉施設においてキャリア形成・就労支援のための講座を企画、開催した。（193回開催 参加者延べ1,448人）	キャリア形成・就労支援のための講座を勤労者福祉施設で開催する。	30
			20	公共調達における女性活躍の推進	公共調達において、価格以外の項目を評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札件数を増やすことにより、女性の活躍推進に積極的に取り組む事業者の増を図ります。	契約課	仕事と子育ての両立等に取り組む企業に配慮した入札制度	価格及びその他の条件で落札者を決定する入札方式（総合評価落札方式）の価格以外の評価項目に、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の項目を設定し、取組事業者の増を図る。	引き続き次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定する事業者を、総合評価落札方式の価格以外の評価項目において加点することで、仕事と子育ての両立等に積極的に取り組む事業者増を図る。	総合評価落札方式による発注件数 令和7年度：101件（不調、中止は除く）	引き続き、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を、総合評価落札方式の評価項目において加点することで、仕事と子育ての両立等に積極的に取り組む事業者の増を図る。	31

施策体系区分							実 施 事 業					No.
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和7年度 事業計画	令和7年度 実施結果	令和8年度 事業計画	
基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	働く場等における女性の活躍の推進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑩ 働く場におけるハラスメントの防止	21 事業者等に対する周知・啓発		職場等でのあらゆるハラスメント防止のための意識啓発や相談窓口等の情報提供に努めます。	職員研修所	ハラスメント防止のための研修の実施	ハラスメント防止のため、職員の意識啓発及び知識の向上を図る。 特に、新たに職員となった者並びに新たに所属長及び所属長に準ずる職責を担うこととなった職員を対象にハラスメントについての理解を深める。	・階層別研修の中にハラスメント防止をテーマとした講義を組み入れて実施する。	階層別研修の中でハラスメント防止をテーマとした講義を組み入れて実施した。 (1) 新任係長研修 4/23 45名 (2) 新任課長補佐研修 5/7 68名 (3) 新任主査研修 5/14 56名 (4) 会計年度任用職員研修 6/2～30 305名 (5) 管理職研修 8/22 83名 講師：(1)～(4)内部講師、(5) 外部講師	・階層別研修の中にハラスメント防止をテーマとした講義を組み入れて実施する。 ・管理職を対象としたカスタマーハラスメント対応研修を実施する。	32
						人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内におけるセクシュアル・ハラスメントに関する内容のセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	1事業所1回53人【再掲】	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	33
							男女共同参画優良事業者表彰の実施と公表	人権に配慮し、男女が共に働きやすい職場環境づくりのための積極的な取り組みを行っている事業者を表彰する。	・男女共同参画優良事業者の表彰 男女共同参画優良事業者賞・奨励賞 各々2社（者）以内 ・男女共同参画優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙等事業者の紹介	・男女共同参画優良事業者の表彰【再掲】 男女共同参画優良事業者賞 セラテックジャパン株式会社 ・市ホームページ、情報紙で事業者の紹介	・男女共同参画優良事業者の表彰 男女共同参画優良事業者賞・奨励賞 各々2社（者）以内 ・男女共同参画優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙等事業者の紹介	34
						商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等へのハラスメント防止に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	ハラスメント防止についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	ハラスメント防止についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	ハラスメント防止についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	35
			22 相談体制の充実		セクシュアル・ハラスメント等に関する相談や支援に関わる職員のスキルの向上を図るとともに、被害者の立場に立った相談対応に取り組めます。	職員課	要綱に基づく本市職員からの相談対応	「長野市役所の職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、相談に係る環境づくりの実施を周知する。	ハラスメント防止に向けた研修を実施する。	・新規採用、新任主査・係長・課長補佐、会計年度任用職員研修で要綱改正の内容等を周知	ハラスメント防止に向けた研修を実施する。	36
						人権・男女共同参画課	女性のための相談の実施	男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談指導員が常駐し、女性特有の悩みや不安等について相談を受ける。	女性のための相談（電話・面接） 月、火、木、金 9:00～16:00 水 12：00～19：00（16時以降は電話相談のみ）	女性のための相談 電話相談 359件 面接相談 92件	女性のための相談（電話・面接） 月、火、木、金 9:00～16:00 水 12：00～19：00（16時以降は電話相談のみ）	37
							女性弁護士による女性のための法律相談	県弁護士会との共催により、女性特有の悩みにおいて、法律的な見解が必要とされる場合に、女性弁護士が相談を受ける。	女性のための法律相談 毎月第2水曜日 10:00～12:00 （先着4名）	女性のための法律相談 38件	女性のための法律相談 毎月第2水曜日 10:00～12:00 （先着4名）	38
						商工労働課	労働相談の開設	県社会保険労務士会北信支部等の協力を得て、雇用・待遇・セクハラなどの相談を行う。	もんぜんぶら座の長野市職業相談室において、社会保険労務士による雇用・待遇・セクハラなどに関する相談を毎月1回開催する。	もんぜんぶら座の長野市職業相談室において、社会保険労務士による雇用・待遇・セクハラなどに関する相談を毎月1回開催した。	もんぜんぶら座の長野市職業相談室において、社会保険労務士による雇用・待遇・セクハラなどに関する相談を毎月1回開催する。	39
		⑪ 女性の就労支援	24 女性の再就職、能力発揮に対する支援		結婚・出産・育児・介護等で仕事を離職したものの、その後再就職を希望する女性に対して、情報の提供や資格取得講座等の開催により、再就職を支援します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	結婚、出産等で一時仕事を中断した女性への再就職に向けて、再就職に関わる知識や就業に関する意識付けを行う講座を開催する。	男女共同参画センター企画講座 再就職・キャリア形成講座 1講座（2回） 再就職支援のための講座 ・勤労者女性会館しなのき 40講座（200回）	男女共同参画センター企画講座 再就職・キャリア形成講座 3講座4回 勤労者女性会館しなのき 再就職支援のための講座 27講座117回	男女共同参画センター企画講座 再就職・キャリア形成講座 1講座（2回） 再就職支援のための講座 ・勤労者女性会館しなのき 40講座（200回）	40
						商工労働課	再就職を支援するイベントの開催	結婚や出産等で一度は仕事を辞めた女性への再就職に向けて、就職活動の進め方、社会保険制度等の再就職に関わるセミナーを開催するとともに先輩社員の生の声を聴くことができるイベントを開催する。	再就職や転職を考えている女性等を対象としたイベントを託児付きで開催する。	再就職や転職を考えている女性等を対象としたイベントを託児付きで開催した。	再就職や転職を考えている女性等を対象としたイベントを託児付きで開催する。	41
			25 リカレント教育の推進とデジタル・デバイドの解消		多様な年代の女性の社会参画のため、一旦離職した女性のためのリカレント教育等の学び直しを通じたキャリア形成を支援します。 また、性別・年齢・学歴の有無等の相違からICTの利用格差が生じていることから、女性のデジタル知識の普及促進を支援します。	人権・男女共同参画課	女性の社会参画のための学び直しの支援	勤労者女性会館しなのきにおいて再就職支援に関わる講座を開催する。	男女共同参画センター企画講座 再就職・キャリア形成講座 1講座（2回） 再就職支援のための講座 ・勤労者女性会館しなのき 40講座（200回）	男女共同参画センター企画講座【再掲】 再就職・キャリア形成講座 3講座4回 勤労者女性会館しなのき 再就職支援のための講座 27講座117回	男女共同参画センター企画講座 再就職・キャリア形成講座 1講座（2回） 再就職支援のための講座 ・勤労者女性会館しなのき 40講座（200回）	42
							女性のデジタル知識の普及促進支援	デジタル化社会に対応したスキルアップのための講座を開催する。	デジタル化社会に対応したスキルアップのための講座を開催する。	勤労者女性会館しなのき 3講座（32回）	デジタル化社会に対応したスキルアップのための講座を開催する。	43
						商工労働課	—	—	—	—	—	44
		⑫ 女性の起業支援	26 起業家の支援		就業形態のひとつである起業に関する女性向けの講座を開催すると共に、起業に関する相談等の支援に努めます。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座、しなのき主催講座の開催	勤労者女性会館しなのきにおいて起業家育成支援に関わる講座を開催する。	再就職支援のための講座 ・勤労者女性会館しなのき 40講座（200回）	【再掲】勤労者女性会館しなのき 再就職支援のための講座 27講座117回	再就職支援のための講座 ・勤労者女性会館しなのき 30講座（120回）	45
						商工労働課	起業に関する講座の開催	勤労青少年ホーム及び中高年齢労働者福祉センターにおいて、起業に関する講座を開催する。	勤労者福祉施設において、起業に関する講座を開催する。	勤労者福祉施設において、起業に関する講座を開催した。（3回開催 参加者延べ15人）	勤労者福祉施設において、起業に関する講座を開催する。	46
						イノベーション推進課	起業に関する講座の開催	創業機運の醸成や実践的な知識を身に付けた創業者の育成を図るため「実践起業塾」を開催する。	第1期：令和7年7月17日～9月25日 ・全8回開催予定（うち1回は補講） ・定員10名程度 第2期：時期未定 ・全8回開催予定（うち1回は補講） ・定員10名程度	第1期：令和7年7月31日～9月25日開催 ・7名受講（うち、女性3名） 第2期：令和8年1月22日～3月19日開催 ・4名受講（うち、女性2名）	第1期：令和8年7月17日～9月25日 ・全8回開催予定（うち1回は補講） ・定員10名程度 第2期：令和9年1月16日～3月25日（予定） ・全8回開催予定（うち1回は補講） ・定員10名程度	47

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標1

施策体系区分							実 施 事 業					No.
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和7年度 事業計画	令和7年度 実施結果	令和8年度 事業計画	
基本目標 1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	主要課題 3 働く場等における女性活躍の推進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑬ 農業や自営業等における男女共同参画の推進	27	農業経営への女性の参画支援	農業経営への女性の参画を通じて、近代的な農業経営を確立するため、家族経営協定の締結を支援します。	農業政策課	家族経営協定締結拡大の取組	認定農業者認定業務等で、当該協定の締結が必要な場合は、関係者が適切に締結できるように支援していく。	親元就農支援事業等で、当該協定の締結が必要な場合、関係者が適切に締結できるように支援していく。	親元就農支援事業において、家族経営協定の締結に向けた支援を行った。（締結実績：4件）	親元就農支援事業等で、当該協定の締結が必要な場合、関係者が適切に締結できるように支援していく。	48
			28	農業の場における女性リーダーの育成	地域のリーダーとなる人材育成のため「長野市農村女性ネットワーク研究会」などが実施する研修会や講習会の事業に対し、補助金の交付等の支援を実施します。	農業政策課	女性活動グループへの支援	農業分野のリーダーとして地域で活躍する女性を育成するため、女性農業者の団体に補助金を交付するなど、活動を支援する。	・長野市農と食のネットワーク（※令和7年度に、「長野市農村女性ネットワーク研究会」から改名）への補助金を交付（370,000円）し、農業と食に携わる活動を支援する。	・長野市農と食のネットワークへ補助金を交付（370,000円）し、活動を支援。	長野市農と食のネットワークへの補助金を交付（370,000円）し、農業と食に携わる活動を支援する。	49
			29	自営業者や家族従業者である女性の能力向上の支援	自営業者及び家族従業者である女性への男女共同参画についての情報提供や学習機会の提供などにより、経営能力等の向上を支援します。	人権・男女共同参画課	情報の収集・提供	自営業者及び家族従業者への男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。	女性が主体的に農業に関われるよう、市ホームページにおいて制度の情報を掲載し、周知を図る。	市ホームページにおいて制度の情報を掲載し、周知を図った。	市ホームページにおいて、制度に係る新しい情報などがあれば更新し、周知を図る。	50
						商工労働課	自営業者及び家族従業者への情報提供	労働局・職安・県からの男女共同参画に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、自営業者及び家族従業者である女性への情報提供を行う。	男女共同参画に関する資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	男女共同参画に関する資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	男女共同参画に関する資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	51
		⑭ 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進	30	性別にとらわれない職業意識の醸成	高等教育機関と連携して、女性の理工系や男性の看護系への進学など、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現の理解を深めるための支援を実施します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナー（高等教育機関連携事業）の開催	次世代を担う学生に男女共同参画を理解してもらうため、外部講師による男女共同参画セミナーを開催する。	高等教育機関等において、学生を対象としたセミナーを開催する。	3校4回231人	高等教育機関等において、学生を対象としたセミナーを開催する。	52
						商工労働課	—	—	—	—	—	53
			31	あらゆる分野への女性の参画促進	建設業、製造業など、男女の固定的な性別役割分担意識等により女性の参画が少ないと考えられる分野において、女性が働きやすい職場環境の整備に向けた情報提供や啓発を推進します。	人権・男女共同参画課	情報の収集・提供	男女の固定的な性別役割分担意識や、トイレや更衣室などの設備面も含めた就労環境が十分に整備されていないことにより、女性労働者が少ないと考えられる分野において、女性の参画を促進する取組等の情報収集・提供を行う。	男女共同参画優良事業者の取組などHPで紹介	男女共同参画優良事業者の取組を市ホームページと情報紙で照会	男女共同参画優良事業者の取組など市ホームページと情報紙で紹介	54
						商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への女性が働きやすい職場環境の整備に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	女性が働きやすい職場環境の整備についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	女性が働きやすい職場環境の整備についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	女性が働きやすい職場環境の整備についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	55
						人権・男女共同参画課	市内事業所への情報提供	市内事業所へ制度の情報を提供し、周知を図る。	市ホームページにおいて制度の情報を掲載し、周知を図る。	市ホームページにおいて制度の情報を掲載し、周知を図った。	市ホームページにおいて、制度に係る新しい情報などがあれば更新し、周知を図る。	56
	主要課題 4 仕事と生活の調和の促進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑮ 職業生活と家庭生活の両立に向けた環境づくり	32	働く女性の出産・育児等にかかわる保護	関係機関と連携を図りながら、女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して働くことができるよう関係する制度を周知します。	商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への女性が妊娠中及び出産後も安心して働くことに関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	女性が妊娠及び出産後も安心して働くことに関する制度等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	女性が妊娠及び出産後も安心して働くことに関する制度等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	女性が妊娠及び出産後も安心して働くことに関する制度等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	57
						人権・男女共同参画課	市内事業所への情報提供	市内事業所へ労働に関する情報を提供し、意識啓発を図る。	市ホームページにおいて制度の情報を掲載し、周知を図る。	市ホームページにおいて制度の情報を掲載し、周知を図った。	市ホームページにおいて、制度に係る新しい情報などがあれば更新し、周知を図る。	58
			33	育児・介護休業制度等の活用の促進	仕事と育児・介護を両立しながら働き続けることができるように、男女ともに取得できる育児休業・介護休業制度等の活用を促進します。	商工労働課	子育て雇用安定奨励金の交付	仕事と子育ての両立推進のため、働きやすい雇用環境づくりを支援する事業所に奨励金を交付する。	子育てと仕事の両立支援の促進のため、奨励金に関する制度の見直しを行う。	子育てと仕事の両立支援の促進のため、奨励金に関する制度の見直しを検討した。	子育てと仕事の両立支援の促進のため、奨励金に関する制度の見直しを行う。	59
						人権・男女共同参画課	市内事業所の情報収集及び提供	市内事業所へ労働に関する情報の収集及び提供を行い、意識啓発を図る。	市ホームページにおいて制度の情報を掲載し、周知を図る。	市ホームページにおいて制度の情報を掲載し、周知を図った。	市ホームページにおいて、制度に係る新しい情報などがあれば更新し、周知を図る。	60
			34	多様な就労形態の促進	フレックスタイム制、短時間正社員制度、テレワーク等、ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方について、事例を収集し、提供することにより普及を図ります。	商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等へのワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。	ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置した。	ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。	61
			35	家庭生活における男女共同参画意識の醸成	性別による固定的な役割分担意識に気付き、男女共同参画の視点に立った家庭生活・家庭教育が行われるよう啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、家庭生活における男女共同参画の意識向上を図る内容の講座を開催する。	男性の家庭参画講座 3講座	男性の家庭参画講座 2講座 28人	男性の家庭参画講座 3講座	62
						家庭・地域学びの課	市立公民館・市交流センターにおける男女共同参画について理解を深めるための講座の開催	市立公民館・市交流センターにおける男性の家事参加等を促進するための各種講座の開催	「男性対象の家事をテーマにした講座」等を開催する。	企画公民館数：2館 事業数計：3事業 開催回数：計3回 延べ学習者数：13人（男性参加者数）	「男性対象の家事をテーマにした講座」等を開催する。	63
			36	働き方の見直しに関する啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が、企業にとっても大きなメリットになることを事業主等へ啓発します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正を図る内容のセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	1事業所1回53人	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	64
						商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等へのワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、事業主等への意識啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。	ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置した。	ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。	65

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標1

施策体系区分							実 施 事 業					No.	
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和7年度 事業計画	令和7年度 実施結果	令和8年度 事業計画		
基本目標 1 あらゆる分野 で女性が活躍 できる環境づ くり	主要課題 4 仕事と生活 の調和の促進 【女性活躍 推進法に基 づく市町村 推進計画】	⑬ 男女がともに働 きやすい職場環 境の整備促進	37 所定外労働時間短縮の促 進		心身ともに豊かでゆとりのある生活 を実現し、男女ともに仕事と家庭・ 地域生活の両立ができるように所定 外労働時間の短縮について啓発しま す。 また、市役所において、職員の時間 外勤務の縮減を推進します。	職員課	時間外勤務の縮減	職員の健康とワーク・ライフ・バランスの維持 増進のため、時間外勤務の縮減を図る。	・勤務時間の把握、労務管理の徹底を呼びかけ る。 ・所属単位の目標設定や所属単位のノー残業 デーに取り組むことで、時間外勤務の縮減を進 めるとともに、まずは長時間労働の解消を優先 し、業務量の平準化に重点を置いた取組を行 う。	・年度当初に時間外勤務の縮減及び適正管理 の徹底の周知を図り、上半期及び年度末に実 施状況を把握した。 また、ノー残業デーには庁舎一斉放送により 周知に努めるとともに、安全衛生委員会によ る職場巡視を年2回実施し、時間外勤務命令 のない職員数を把握し、定時退庁するよう呼 びかけた。	・勤務時間の把握、労務管理の徹底を呼び かける。 ・所属単位の目標設定や所属単位のノー残 業デーに取り組むことで、時間外勤務の縮 減を進めるとともに、まずは長時間労働の 解消を優先し、業務量の平準化に重点を置 いた取組を行う。	66	
						人権・男女共同参画課	男女共同参画セミ ナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じ ている性別による固定的な役割分担意識の是 正を図る内容のセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課 職員による講習会及び啓発DVDを活用したセ ミナー開催支援	1事業所1回53人【再掲】	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課 職員による講習会及び啓発DVDを活用したセ ミナー開催支援	67	
						商工労働課	国・県等との連携 による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への仕事と 家庭・地域生活の両立のための所定外労働時 間の短縮に関する資料を市関係所属に配布す ること等を通し、市内の事業所への意識啓発 を行う。	仕事と家庭・地域生活の両立のための所定外労 働時間の短縮等の周知・啓発資料を就職情報サ イト「おしごとながの」から周知するととも に、商工労働課パンフレットコーナーに設置す る。	仕事と家庭・地域生活の両立のための所定外労働 時間の短縮等の周知・啓発資料を就職情報サイ ト「おしごとながの」から周知するとともに、商 工労働課パンフレットコーナーに設置した。	仕事と家庭・地域生活の両立のための所定外労働 時間の短縮等の周知・啓発資料を就職情報サイ ト「おしごとながの」から周知するとともに、商 工労働課パンフレットコーナーに設置する。	68	
			38 働き方の見直しに関する 情報発信		多様な生き方・働き方について、 様々な機会を捉えてロールモデルの 発信に努めます。	人権・男女共同参画課	男女共同参画優良 事業者表彰の実施 と公表	人権に配慮し、男女が共に働きやすい職場環 境づくりのための積極的な取り組みを行って いる事業者を表彰する。	・男女共同参画優良事業者の表彰 男女共同参画優良事業者賞・奨励賞 各々2 社（者）以内 ・男女共同参画優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙等事業者の紹介	・男女共同参画優良事業者の表彰【再掲】 男女共同参画優良事業者賞 セラテックジャ パン株式会社 ・市ホームページ、情報紙で事業者の紹介	・男女共同参画優良事業者の表彰 男女共同参画優良事業者賞・奨励賞 各々2 社（者）以内 ・男女共同参画優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙等事業者の紹介	69	
						商工労働課	ホームページ等 による情報発信	多様な生き方・働き方について、資料を市関 係所属に配布すること等を通し、情報発信を 行う。	多様な生き方・働き方についての周知・啓発資 料を就職情報サイト「おしごとながの」から周 知するとともに、関係資料を商工労働課パンフ レットコーナーに配置する。	多様な生き方・働き方についての周知・啓発資 料を就職情報サイト「おしごとながの」から周 知するとともに、関係資料を商工労働課パンフ レットコーナーに配置した。	多様な生き方・働き方についての周知・啓発資 料を就職情報サイト「おしごとながの」から周 知するとともに、関係資料を商工労働課パンフ レットコーナーに配置する。	70	
			⑭ 市役所における 職業生活と家庭 生活の両立の促 進	39 市役所における職業生活 と家庭生活の両立の推進		市職員に家庭生活への参画を促し、 仕事以外の生活の充実への職員意識 の高揚を図ることにより、市職員の 職業生活と家庭生活の両立推進に取 り組みます。	職員課	職業生活と家庭生 活の両立推進	職員の健康とワーク・ライフ・バランスの維持 増進のため、働き方改革の推進を図る。	全職員の年間5日以上の年次休暇の取得促進や 子の出産等により育児参加等が必要になる職員 に対して育児休業取得を促進するなど、市職員 の職業生活と家庭生活の両立推進に向けた取組 を進める。	・令和7年の年間平均年次休暇取得日数 12.97日（令和6年 平均12.97日） ※前年と同数	全職員の年間5日以上の年次休暇の取得促進 や子の出産等により育児参加等が必要に なる職員に対して育児休業取得を促進する など、市職員の職業生活と家庭生活の両立 推進に向けた取組を進める。	71
		40 男性職員の育児休業取得 率向上への取組			男性職員の育児休業制度の利用を促 進するため、制度の周知などを図る とともに、所属長からの対象職員へ の直接的な働き掛けや職場の雰囲気 づくりに努め、働き方改革の推進に よる職場環境の整備などの取組を行 います。	職員課	職業生活と家庭生 活の両立推進	職員の健康とワーク・ライフ・バランスの維持 増進のため、働き方改革の推進を図る。	管理職に対し育児休業等子育て支援に関する研 修を行い、男性職員の育児取得率100%に向けた 理解を図る。 また、若年層向けに対しても出産に関する休暇 等の制度周知を図り、関係休暇の取得向上に努 める。	・管理職、主査研修において、育児休業取得 促進について周知した。 ・令和7年度の男性の育児休業取得率 89.1％（前年比＋16.4％）	管理職に対し育児休業等子育て支援に関す る研修を行い、男性職員の育児取得率 100%に向けた理解を図る。 また、若年層向けに対しても出産に関する 休暇等の制度周知を図り、関係休暇の取得 向上に努める。	72	
						全課						73	
		⑮ 子育てや介護等 の支援の充実		41 保育・児童育成に関する 情報提供		子育て支援や保育・児童育成に関す る情報について、各種ガイドブック やホームページ、ながのわくわく子 育てLINE、子育て応援アプリ 「すくすくナビ」等で情報提供しま す。	健康課	長野市子育て応援 アプリ「すくすく ナビ」の提供	妊娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報 提供やスケジュール管理等、子育てに役立つ 機能をまとめた無料のスマートフォン用ア プリケーションを配信するもの	「すくすくナビ」「ながのプラス」において、 妊娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報を 配信していく	「すくすくナビ」「ながのプラス」を活用し、妊 娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報を随時 配信した	「すくすくナビ」「ながのプラス」において、 妊娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報を 配信していく	74
							こども総合支援セン ター	様々な手段による 子育て支援情報の 提供	・ガイドブックやホームページにより子育て に関する情報を提供する。 ・妊娠・出産から子育てに関する基礎知識や アドバイス、市の子育て支援情報などを「な がのわくわく子育てLINE」により配信し、情 報を提供する。	・「子育てガイドブック」の発行(紙冊子8,000 部及び電子書籍)、配布(市民窓口課、支所、 保健センター等で、転入した子育て世帯や、出 生あるいは妊娠の届出時に配布、希望者にも配 布) ・「ながのわくわく子育てLINE」により、妊 産婦、パートナー、家族に対して情報配信を行 う。	・子育てに対する不安を解消し、子どもを育て やすい環境をつくるため、子育てに関する各種サ ービス等を紹介する「子育てガイドブック」を発 行した(8,000部及び電子書籍による発行)。 ・「ながのわくわく子育てLINE」により、妊 産婦、パートナー、家族に対して情報配信を行 った。 (配信件数 マテニティ期：1,017 子育て期： 3,645人 合計4,662人)	・「子育てガイドブック」の発行(紙冊子8,000 部及び電子書籍)、配布(市民窓口課、支所、 保健センター等で、転入した子育て世帯や、出 生あるいは妊娠の届出時に配布、希望者にも配 布) ・「ながのわくわく子育てLINE」により、妊 産婦、パートナー、家族に対して情報配信を行 う。	75
			42 多様な就労形態にあった 保育の充実		働く親の多様な就労形態にあった延長 保育・一時預かり・病児保育等の 保育サービスの充実を諸団体と連携 し、推進します。	保育・幼稚園課	各種保育サービス の実施	出産後、就労形態や様々なニーズに対応で きるよう、乳幼児を対象に保育を実施する。	引き続き、以下の事業について継続実施する。 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業	・延長保育事業 (公立28園、私立60園)で実施 ・一時預かり事業 一般型(指定園 公立7園、 私立7園)、幼稚園型(公立28園、私立18園)で 実施 ・病児保育事業 市内医療機関に併設された専用 施設において、病児・病後児保育を実施した。	引き続き、以下の事業について継続実施する。 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業	76	
		43 安心して社会参画できる 子育て支援の充実		子どもと保護者の様々な不安や悩 みに対する相談を行います。 また、「地域子育て支援センター」 などで、育児情報の提供や育児相 談、子育て親子の交流事業等を行 うなど、子育て支援の充実を図りま す。	こども総合支援セン ター	こども総合支援セン ターによる相談 の実施	子どもやその保護者などからの、様々な悩 みや相談を受け付けるとともに、必要に応じ て関係課、関係機関にもつなげる。	・こども総合支援センターにおける相談の受付 ・にここ園訪問での相談	・こども総合支援センター相談件数 1,424件 ・にここ園訪問相談件数 1,038 件	・こども総合支援センターにおける相談の受付 ・にここ園訪問での相談	77		
					保育・幼稚園課	子育て相談等の実 施	地域子育て支援センター、こども広場、保育 所及び認定こども園において、子育て不安の 軽減、解消のために、子育てに関する情報提 供等を実施する。	地域子育て支援センター、こども広場、保育所 及び認定こども園で、未就園児とその保護者 に交流や遊びの場を提供し、子育てに関する情 報提供及び育児に関する相談等を行う。	地域子育て支援センター、こども広場、保育所 及び認定こども園で、未就園児とその保護者 に交流や遊びの場を提供し、子育てに関する情 報提供及び育児に関する相談等を行う。	78			

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標 1

施策体系区分							実 施 事 業					No.
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和7年度 事業計画	令和7年度 実施結果	令和8年度 事業計画	
基本目標 1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	主要課題 4 仕事と生活の調和の促進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑱ 子育てや介護等の支援の充実	44	放課後子ども総合プラン事業の充実	小学校通学区域ごとに、既存施設のほか小学校施設を活用し、安全、安心な放課後の居場所及び多様な体験・交流の機会を提供して児童の健全育成を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援します。	こども・若者政策課	放課後子ども総合プランの推進	・小学生に対し放課後等に安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供する。 ・既存施設（児童館・児童センター）のほか小学校内施設（子どもプラザ）等を活用し、利用を希望するすべての児童の受入校区の拡大と実施施設の充実を進める。	・プラン事業登録児童数 9,190人（R7.5.1） ・延長拡大については、各校区のニーズに応じ導入する ・希望児童の受け入れの拡大を行う ・児童センター等の学校内への移転（プラザへの集約）の検討、実施を進める	・プラン事業登録児童数 9,190人（R7.5.1） ・土曜利用の延長拡大について、1校区で実施した。 ・希望児童の受け入れは1校区で全部、5校区で一部実施した。 ・1校区で校外施設を廃止し、校内施設へ統合した。	・プラン事業登録児童数 9,543人（R8.5.1） ・延長拡大については、各校区のニーズに応じ導入する ・希望児童の受け入れの拡大を行う ・児童センター等の学校内への移転（プラザへの集約）の検討、実施を進める	79
			45	ファミリー・サポート・センター事業の充実	地域において乳幼児や小学生等の児童の預かりの援助を依頼する者と援助を提供する者の相互支援組織である「ファミリー・サポート・センター」事業を充実させ、利用を促進します。	保育・幼稚園課	ファミリーサポートセンター事業の実施	・子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）の会員組織 ・会員同士をファミリー・サポート・センターが仲介し、子育ての相互援助活動を行う。	提供会員及び両方会員の確保に努め、利用を促進する。	・入会説明会実施 16回（139名）、個別入会説明 35回（41名） 合計177名参加 ・提供会員養成講習会実施 2回（6名参加）	提供会員及び両方会員の確保に努め、利用を促進する。	80
			46	介護支援に関する情報提供と相談機能の充実	介護に関する情報を収集・提供し、介護が円滑に行われるように支援します。また、「地域包括支援センター」等を拠点に相談機能の充実を図ります。	地域包括ケア推進課	地域包括支援センター等による総合相談支援事業	・地域包括支援センターに、保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士の専門職を配置し、在宅介護に関する相談に対して、適切なサービスや制度・機関へつなげる、又は、情報提供を行う等の支援を行う。 ・在宅介護支援センターは、身近な相談窓口として、地域包括支援センターの行う総合相談支援事業を補完する。	・地域包括支援センターの運営 直営センター1か所 委託センター19か所+サブセンター1か所 ・在宅介護支援センター（ランチ）の設置 委託センター4か所	・地域包括支援センターの運営 直営センター1か所 委託センター19か所+サブセンター1か所 ・在宅介護支援センター（ランチ）の設置 委託センター4か所	・地域包括支援センターの運営 直営センター1か所 委託センター19か所+サブセンター1か所 ・在宅介護支援センター（ランチ）の設置 委託センター3か所	81
		⑲ 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進				介護保険課	介護サービスガイドブック等の作成・配布	介護保険を利用するための手続方法や介護保険で利用できるサービス事業者等の情報を冊子パンフレットにして配布する。	・「長野市高齢者サービスガイド」 配布数 6,800冊 ・「みんなのあんしん介護保険」 配布数 7,000冊	・「長野市高齢者サービスガイド」 配布数 6,800冊 ・「みんなのあんしん介護保険」 配布数 7,000冊	・「長野市高齢者サービスガイド」 配布数 6,800冊 ・「みんなのあんしん介護保険」 配布数 7,000冊	82
			47	男性の家庭生活への参画意識の醸成	家庭における、男性の家事や育児、介護への参画を促進するため、各種講座等を開催します。 また、家事や子育てへの参画等の促進にもつながる男性の働き方、休み方への意識啓発に取り組みます。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男性の家事・育児・介護等への参画を促進する各種講座を開催する。	男性の家庭参画講座 3講座	男性の家庭参画講座 2講座 28人【再掲】	男性の家庭参画講座 3講座	83
						高齢者活躍支援課	老人福祉センター等での講座・セミナーの開催	老人福祉センター等において、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを目的とした各種講座を実施する。	健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座を開催するほか、男性を対象とした料理教室、介護講座等を実施する。	・老人福祉センター等において「男性の料理教室」等の男性を対象とした講座を実施。 参加者延べ 3,043人（全て男性）	健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座を開催するほか、男性を対象とした料理教室、介護講座等を実施する。	84
						地域包括ケア推進課	介護者教室の開催	・高齢者を介護している家族や近隣の援助者等を対象として、介護方法や介護サービスの利用方法等の知識・技術を習得させるとともに、介護者同士の交流を図る。	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターへ業務委託により介護者教室を開催 年間72回（24センター×3回）開催予定	【開催実績】 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターで実施 延べ回数 51回、延べ参加人数782人	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターへ業務委託により介護者教室を開催 年間69回（23センター×3回）開催予定	85
						健康課	マタニティーセミナー	・保健センターにおいて、妊娠中の夫婦に対して妊娠・出産のための母体保護に関する知識の普及を図る。 ・NPQと協働で妊娠中の夫婦に対して妊娠出産のための母体保護に関する知識の普及を図る。	じゃん・けん・ぼん」及び「このゆびとまれ」において毎月1回日曜日に開催する。 さらに、清泉大学で隔月1回土曜日に開催する。	休日開催回数：30回 参加人数：754人（うち配偶者：385人）	じゃん・けん・ぼん」及び「このゆびとまれ」において毎月1回日曜日、清泉大学において隔月1回週末に開催する。	86
						商工労働課	—	—	—	—	—	87
						家庭・地域学びの課	市立公民館・市交流センターにおける男女共同参画について理解を深めるための講座の開催	市立公民館・市交流センターにおける男性の家事参加等を促進するための各種講座の開催	「男性対象の家事をテーマにした講座」等を開催する。	企画公民館数：2館 事業数計：3事業 開催回数：計3回 延べ学習者数：13人（男性参加者数）	「男性対象の家事をテーマにした講座」等を開催する。	88
			48	男性の地域活動への参画意識の醸成	男性が地域活動にも参加できるよう学習機会を提供するとともに、男女共同参画の視点を持って地域活動を行うよう啓発します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	様々な場における男性自身の意識啓発を目的とした講座や情報の提供など、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する講座を実施する。	男性の家庭参画講座 3講座	男性の家庭参画講座 2講座 28人【再掲】	男性の家庭参画講座 3講座	89

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標2

施策体系区分							実 施 事 業					No.	
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和7年度 事業計画	令和7年度 実施結果	令和8年度 事業計画		
基本目標 2 安心・安全に暮らせる社会づくり	主要課題 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 【DV防止法に基づく市町村基本計画】	㉔ 女性に対するあらゆる暴力根絶のための広報、啓発の推進	49 配偶者等への暴力行為を許さない意識づくり	DVなど、配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのため、市民の意識を変えていくための広報活動を充実し、市民を対象とした研修会、講演会を開催するなど、きめ細かい啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課	こども総合支援センター	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～25）」の期間中にDV防止のための講座を開催する。	県企画講座（サテライト） 1講座 DV防止講座 1講座 パープルリボンハートフルコンサート1回	県企画講座（サテライト）1講座 県との共催講座 1講座 DV防止講座 1講座 パープルリボンハートフルコンサート1回	パープルライトアップ、講演会 県企画講座（サテライト） 1講座 DV防止講座 1講座 パープルリボンハートフルコンサート1回	1	
							関係機関への周知	DVなどの人権を侵害する行為の発生防止に向け、普及啓発を推進する。	関係機関から依頼を受けて、配布物等を関係する部・課や施設に配布する。	関係機関から依頼を受けて、配布物等を関係する部・課や施設に配布した。	関係機関から依頼を受けて、配布物等を関係する部・課や施設に配布する。	2	
							人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～25）」の期間中にDV防止のための講座を開催する。	県企画講座（サテライト） 1講座 DV防止講座 1講座 パープルリボンハートフルコンサート1回	県企画講座（サテライト）1講座【再掲】 県との共催講座 1講座 DV防止講座 1講座 パープルリボンハートフルコンサート1回	パープルライトアップ、講演会 県企画講座（サテライト） 1講座 DV防止講座 1講座 パープルリボンハートフルコンサート1回	3
							人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～25）」の期間中にDV防止のための講座を開催する。	県企画講座（サテライト） 1講座 DV防止講座 1講座 パープルリボンハートフルコンサート1回	県企画講座（サテライト）1講座【再掲】 県との共催講座 1講座 DV防止講座 1講座 パープルリボンハートフルコンサート1回	パープルライトアップ、講演会 県企画講座（サテライト） 1講座 DV防止講座 1講座 パープルリボンハートフルコンサート1回	4
		㉕ DV被害者に対する相談体制の整備、充実	52 相談窓口の充実	日常生活で複雑・多様化する様々な課題解決のための相談に対応します。また、被害者が気軽に相談できるよう専門の相談員を配置し、相談窓口の充実と周知に努めます。	人権・男女共同参画課	女性のための相談の実施	男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談指導員が常駐し、女性特有の悩みや不安等について相談を受ける。	女性のための相談（電話・面接） 月、火、木、金 9:00～16:00 水 12:00～19:00（16時以降電話のみ）	女性のための相談 電話相談 359件 面接相談 92件	女性のための相談 電話相談 359件 面接相談 92件	女性のための相談（電話・面接） 月、火、木、金 9:00～16:00 水 12:00～19:00（16時以降は電話相談のみ）	5	
					こども総合支援センター	専門の相談員の配置	複雑・多様化する様々な課題を解決するため専門の相談員を配置し、相談窓口の充実を図る。	・子育て家庭福祉課及び福祉政策課係ノ井分室に女性相談支援員を配置し、様々な相談に対応する。 ・女性の目にふれる場所に「DV相談窓口」のカードを設置し、窓口の周知を図る。	・子育て家庭福祉課及び福祉政策課係ノ井分室に女性相談員を配置し、様々な相談に対応した。 ・女性の目にふれる場所に「DV相談窓口」のカードを設置し、窓口の周知を図った。	・こども総合支援センター及び福祉政策課係ノ井分室に女性相談支援員を配置し、様々な相談に対応する。 ・女性の目にふれる場所に「DV相談窓口」のカードを設置し、窓口の周知を図る。	6		
			53 暴力を受けている人に対する相談機能の充実	被害が潜在化したり、深刻化する前に相談できるよう、また、被害者の心のケアや適切な支援につなげられるよう相談機能の充実を図ります。	こども総合支援センター	女性相談員による相談の実施	専門の相談員により対応し、適切な支援につなげられるよう関係機関との連携の充実を図る。	子育て家庭福祉課及び福祉政策課係ノ井分室に女性相談支援員を配置し、相談業務を行うとともに、必要に応じ女性相談センターや警察等の関係機関と連携し支援を行う。	子育て家庭福祉課及び福祉政策課係ノ井分室に女性相談員を配置し、相談業務を行うとともに、必要に応じ女性相談センターや警察等の関係機関と連携し支援を行った。	こども総合支援センター及び福祉政策課係ノ井分室に女性相談支援員を配置し、相談業務を行うとともに、必要に応じ女性相談センターや警察等の関係機関と連携し支援を行う。	7		
			54 相談機関相互の情報共有	庁内外の関係機関が実施している相談の中で、暴力の実態を見逃さず、適切な支援につなげられるよう、被害者本人の意思や個人情報に留意しながら連携を図ります。	人権・男女共同参画課	関係機関との情報共有	市や関係機関の相談窓口等で、適切な支援につなげられるよう連携を図る。	相談者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行う。	相談者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行った。	相談者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行う。	8		
					こども総合支援センター	関係機関との情報共有	市や関係機関の相談窓口等で、適切な支援につなげられるよう連携を図る。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行う。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行った。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行う。	9		
					関係各課						10		
			55 相談員等の資質向上及び研修の充実	DVの特性理解など専門性の向上を図るため、相談員の知識と技術の向上を図る研修を実施します。また、相談員自身が、二次受傷などにより心の問題を抱えることがないよう、相談員のメンタルヘル스에配慮します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催 相談指導員の研修	相談員の知識と技術の向上を図るため、DVの特性や相談手法、各種制度に関する研修を充実するとともに、困難事例等についてアドバイスができる体制づくりに努めます。	・相談員の恣意的対応や相談員ごと対応の著しい相違を防ぐため、事例検討を実施する。 ・経験のある相談熟練者であるスーパーバイザーから助言や支援を得ることにより、相談員がより高い知識や技術を身に付けることを目的として、必要に応じてスーパービジョンを実施する。	スーパービジョン実施回数10回	・相談員の恣意的対応や相談員ごと対応の著しい相違を防ぐため、事例検討を実施する。 ・経験のある相談熟練者であるスーパーバイザーから助言や支援を得ることにより、相談員がより高い知識や技術を身に付けることを目的として、必要に応じてスーパービジョンを実施する。	11		
					こども総合支援センター	女性相談員の研修	・女性相談員が、より高度で的確な相談対応ができるよう、また女性相談員の二次受傷防止のため研修会に参加する。 ・相談員が一人で問題を抱えることがないよう組織対応を図る。	県や民間主催の各種研修会に積極的に参加して、知識と技術向上、相談員のメンタルヘルス等について受講する。	県や民間主催の各種研修会に積極的に参加して、知識と技術向上、相談員のメンタルヘルス等について受講した。	県や民間主催の各種研修会に積極的に参加して、知識と技術向上、相談員のメンタルヘルス等について受講する。	12		
		㉖ DV被害者の保護体制及び自立支援の充実	56 被害者の安全確保	県女性相談センターや警察への同行支援のほか、緊急時においては、保護を迅速かつ適切に行い、被害者の安全確保に努めます。また、加害者から被害者を保護するため、関係機関が連携して被害者の情報管理を徹底します。	こども総合支援センター	被害者の安全確保と情報管理	・緊急時において被害者の安全確保を図る。 ・庁内窓口における個人情報の適正管理等、被害者の安全に十分配慮し、手続きを円滑に行うため関係課との連携強化を図る。	・緊急時においては、女性相談支援員が関係機関と連携をとり、迅速かつ適切に被害者の安全確保を図る。 ・被害者を保護するため、支援措置等を行うとともに、関係機関とも連携して情報管理を徹底する。	・緊急時においては、女性相談員が関係機関と連携をとり、迅速かつ適切に被害者の安全確保を図った。 ・被害者を保護するため、支援措置等を行うとともに、関係機関とも連携して情報管理を徹底した。	・緊急時においては、女性相談支援員が関係機関と連携をとり、迅速かつ適切に被害者の安全確保を図る。 ・被害者を保護するため、支援措置等を行うとともに、関係機関とも連携して情報管理を徹底する。	13		
			57 被害者やその子どもへの支援の充実	被害者やその子どものために、一時保護施設での入所や、関係機関と緊密な連携を保ち、被害者の立場を十分に考慮した対策を推進します。	こども総合支援センター	被害者への支援	被害者への適切な支援を関係機関と連携して行う。	被害者からの相談に基づき、本人の意思を尊重しながら、自立に向けた生活を送ることができるよう、関係機関と連携して支援を行う。	被害者からの相談に基づき、本人の意思を尊重しながら、自立に向けた生活を送ることができるよう、関係機関と連携して支援を行った。	被害者からの相談に基づき、本人の意思を尊重しながら、自立に向けた生活を送ることができるよう、関係機関と連携して支援を行う。	14		
			58 経済的支援や生活支援	子どもの養育等を含め被害者の心身の健康の回復や生活基盤の安定と、自立した社会生活が再建できるよう関係機関と連携し、支援を行います。	こども総合支援センター	被害者への支援	被害者が安全で安心して生活再建できるよう、様々な観点から自立支援を支援する。	被害者からの相談内容に基づき、関係機関と連携し、本人及びその子どもが安全に自立した社会生活を送れるよう支援を行う。	被害者からの相談内容に基づき、関係機関と連携し、本人及びその子どもが安全に自立した社会生活を送れるよう支援を行った。	被害者からの相談内容に基づき、関係機関と連携し、本人及びその子どもが安全に自立した社会生活を送れるよう支援を行う。	15		
					関係各課						16		
			59 関係機関との連携強化	被害者の負担軽減を図るとともに、効果的な支援策を実施するため、被害者本人の意思を尊重しながら、庁内外の関係機関で情報の共有を図り、切れ目のない支援を行います。	こども総合支援センター	関係機関との連携	多岐に渡る支援を効率的に切れ目なく行うため、関係機関との連携強化を図る。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて関係機関と情報共有し、連携した支援を行う。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて関係機関と情報共有し、連携した支援を行った。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて関係機関と情報共有し、連携した支援を行う。	17		
					関係各課						18		

施策体系区分							実 施 事 業					No.
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和7年度 事業計画	令和7年度 実施結果	令和8年度 事業計画	
基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり	主要課題6 困難を抱える女性が安心して暮らせる支援と多様な性の尊重	㉓ ひとり親家庭への支援	60	ひとり親家庭のための環境整備	正規雇用によりとなる免許・資格取得を促進するための教育訓練及び養成訓練に係る経費を給付することにより、経済的に自立して子育てができるよう支援します。	子育て給付課	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の経済的な自立を促進するため、就職に有利な専門性の高い資格を取得する際の受講料の一部負担及び生活費の負担軽減を図る。	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給	・自立支援教育訓練給付金 支給者数10人 ・高等職業訓練促進給付金 支給者数17人 ・高等職業訓練修了支援給付金 支給者数7人	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給	19
			61	ひとり親家庭支援に関する情報提供と相談機能の充実	様々な生活上の困難や養育費等自立に向けた相談に応じ、支援制度等の情報提供を行うとともに、困難を抱えた女性の置かれた状況に合った適切な支援機関につなぎます。	子育て給付課	ひとり親家庭への支援	配偶者のいない女性又は男性で、現に児童を扶養している者又は寡婦の生活相談等各種相談に応じ、悩み事の解消にあたり、自立促進を図るもの	子育て給付課及び福祉政策課篠ノ井分室へ母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活相談、自立支援等の各種相談に応じ、悩み事の解決や自立を図る。	・ひとり親家庭に係る相談件数1,551件 (内訳)子育て家庭福祉課分894件、篠ノ井分室657件	こども総合支援センター及び福祉政策課篠ノ井分室へ母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活相談、自立支援等の各種相談に応じ、悩み事の解決や自立を図る。	20
		㉔ 高齢者・障害者・外国籍市民への支援	62	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	高齢者及び障害者の社会参画の促進、自立と暮らしを支える地域づくりの推進及び援助の拡充等に努めます。また、外国籍市民への交流事業や相談業務の充実に努めます。	高齢者活躍支援課	おでかけパスポートによるバス利用促進及び社会参加支援	高齢者の積極的な社会参加や健康づくりを促すため、バス事業者と市が協力し、公共交通への乗車支援を実施する。	地域連携ICカードへの変更に伴い、バス乗降以外に買い物等に使えるようになり利便性が向上した。引き続き更なる活用促進のため周知を図るなどして、円滑な事業継続を図っていく。	・変更に伴う地域連携ICカードの交付を行った。 令和7年度所有者数 28,088人 ・バス事業者への負担軽減と事業の長期継続を図るための検討を行った。	引き続き70歳の誕生日を迎える方や転入者に対して申込書の送付を実施し、おでかけパスポートを普及させる。	21
						高齢者活躍支援課	老人クラブ活動支援	豊かな老後の生活及び明るい長寿社会づくりを図るため、老人クラブに補助金を交付し高齢者の自主的な社会参加を促進する。	「単位老人クラブ」及び「長野市老人クラブ連合会」に補助金を交付し、高齢者の知識及び経験を生かした生きがいづくりと健康づくりのための自主的な社会活動を支援する。	・地域ごとの単位老人クラブ（167クラブ）に活動費を補助。また、単位老人クラブの活動を支援・指導する長野市老人クラブ連合会に活動費を補助した。	「単位老人クラブ」及び「長野市老人クラブ連合会」に補助金を交付し、高齢者の知識及び経験を生かした生きがいづくりと健康づくりのための自主的な社会活動を支援する。	22
						高齢者活躍支援課	老人福祉センター等での各種講座開催、グループ活動支援及び地域福祉活動の場の提供	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を供与するとともに、高齢者に対する地域福祉活動の拠点としてボランティアの育成等を図る。	高齢者の生きがいづくりや地域活動のきっかけづくりのための講座を開設し、健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座を開催するほか、ボランティア活動や世代間交流等高齢者の地域活動の拠点とした事業を実施する。	・かがやきひろば（17施設）で、以下のとおり、高齢者の健康増進、教養の向上等を目的とした講座等を実施。 生きがいづくり講座 2,406回 42,213名 地域福祉活動 775回 8,116名 グループ活動 5,281回 55,385名	高齢者の生きがいづくりや地域活動のきっかけづくりのための講座を開設し、健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座を開催するほか、ボランティア活動や世代間交流等高齢者の地域活動の拠点とした事業を実施する。	23
						高齢者活躍支援課	地域リーダー育成	県立大学、信州大学との連携による「ながのシニアライフアカデミー」を開講し、地域における指導的役割を果たす人材（地域リーダー）を育成する。	地域社会活動や健康の分野を中心とした専門知識を習得し、社会で活躍し豊かなまちの実現に貢献できる人材を育成するための講義を実施する。	・地域社会活動や健康の分野を中心とした講義を提供した。 第14期卒業生31名（男性：15名、女性：16名）	地域社会活動や健康の分野を中心とした専門知識を習得し、社会で活躍し豊かなまちの実現に貢献できる人材を育成するための講義を実施する。	24
						地域包括ケア推進課	長野市介護予防クラブ支援事業・長野市介護予防生きいき通いの場事業補助金交付	高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、地域住民が介護予防のための主体的な活動を行うために組織した団体に対し、活動費用の一部を補助する。	周知及び補助要件に該当する申請団体への補助金交付	介護予防クラブ 20団体 介護予防生きいき通いの場 9 団体	周知及び補助要件に該当する申請団体への補助金交付	25
						障害福祉課	地域移行支援事業	精神科病院や施設へ長期入院又は長期入所している障害者の地域移行支援をする専任の相談員（地域移行コーディネーター）を、圏域市町村で共同設置する。	長野市地域移行コーディネートセンターを設置し、センター専従の専門員による圏域市町村を含めた相談支援事業を実施する。	長野市地域移行コーディネートセンターを設置し、センター専従の専門員による圏域市町村を含めた相談支援事業を実施する。 ・相談件数：1,063件（総相談件数：1,399件） ・地域移行支援利用者数：6人（人/月）	長野市地域移行コーディネートセンターを設置し、センター専従の専門員による圏域市町村を含めた相談支援事業を実施する。	26
						観光振興課	母語生活相談の実施	外国籍市民からの生活相談に対応するため、外国語の相談窓口を設置する。	長野市国際交流コーナーに、外国語（英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、タイ語）による生活相談窓口を設置する。	母語相談件数 1,757件	長野市国際交流コーナーに、外国語（英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、タイ語）による生活相談窓口を設置する。	27
						観光振興課	日本語教室の開催	外国籍市民が地域で安心して生活できるよう、日本語の学習機会を提供する。	長野市国際交流コーナー及びオンラインで日本語教室を開催する。	日本語教室（対面・オンライン）参加者延数1,976名	長野市国際交流コーナー及びオンラインで日本語教室を開催する。	28
		㉕ 性の多様性への理解の促進	63	多様な性の在り方への理解促進	市民・企業等へ性的指向や性自認に対する企画講座や講演会等の開催を推進します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、性的指向や性自認に対する意識向上を図る内容の講座を開催する。	人権・男女共同参画課において、性的志向や性自認に関する研修会を実施	人権・男女共同参画課において、性的志向や性自認に関する研修会を実施 4回64人	人権・男女共同参画課において、性的志向や性自認に関する研修会を実施	29
			64	性的マイノリティに関する情報提供と相談支援	性的マイノリティであることを理由として生活上の困難や悩み、生きづらさを抱えている人に対し、その解消に向けた支援に取り組みます。	人権・男女共同参画課	心配ごと悩みごと相談の実施	中央隣保館において、経験豊富な専任の相談員が性的マイノリティをはじめ、ジャンルを問わず相談を受ける。	毎月第4火曜日実施 午後1時～5時	毎月第4火曜日11回開設 相談件数19件	毎月第4火曜日実施 午後1時～5時	30
							女性のための相談の実施	男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談指導員が常駐し、女性特有の悩みや不安等について相談を受ける。	LGBTQ相談へ移行			31
	主要課題7 生涯を通じた女性の健康支援	㉖ 女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての意識づくり	65	女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての教育・学習機会の充実	学校において、性に関する正しい理解・尊重のために発達段階に応じた女性の性と生殖に関する健康と権利の啓発に取り組みます。中学、高校、大学等の生徒・学生を対象とした「性の出前講座」を実施します。また、「思春期ピアカウンセラー養成講座」を県と共催します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、女性の心身の健康と権利の保持についての講座を開催する。	県企画講座（サテライト） 1講座	県企画講座なし 高等教育機関に対し外部講師による講演会を実施（1回147人）	男女共同参画センターと高等教育機関の連携事業の開催	32
						健康課	性の健康教育出前講座	小学校は保護者、中・高校は生徒に対し「性の出前講座」を実施する。	保健師が講師となり、学校からの依頼により「性の出前講座」を実施する。	保健師が講師となり、学校からの依頼により「性の出前講座」を実施した。3件	保健師が講師となり、学校からの依頼により「性の出前講座」を実施する。	33
						保健給食課	教育・学習機会に関する情報提供	学校に対し、発達段階に応じた講座等の開催情報を提供する。	学校に対し、発達段階に応じた性に関する指導研修会等の開催情報を提供する。	県から情報提供のあった講座等の開催情報を関係課と連携し、小・中・高等学校へ随時提供した。	学校に対し、発達段階に応じた性に関する指導研修会等の開催情報を提供する。	34

施策体系区分							実 施 事 業					No.
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和7年度 事業計画	令和7年度 実施結果	令和8年度 事業計画	
基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり	主要課題7 生涯を通じた女性の健康支援	㉔ 女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての意識づくり	66	地域における性と生殖に関する正しい知識と意識づくりの推進	地域において、思春期の子どもと保護者に対し、健康・性・こころの問題についての幅広い知識の普及を図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、女性の心身の健康と権利の保持についての講座を開催する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	男女共同参画センター企画講座 1講座 17人	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	35
						健康課	思春期相談	思春期におけるからだの変化、性に関する悩み、こころの問題などの相談に応じる。	健康カレンダー及びホームページに掲載し随時電話相談を受ける。	相談件数55件	健康カレンダー及びホームページに掲載し随時電話相談を受ける。	36
		㉕ 妊娠・出産期の健康保持増進のための支援	67	女性特有の健康に関する相談機能の充実	女性の疾病予防と健康増進を図る健康に関する相談や妊産婦・乳幼児に関する相談を実施します。	健康課	妊産婦、乳幼児健康相談	妊産婦、乳幼児の健康・育児に関する保護者等の相談に応じる。	・市内14か所の保健センター等を会場に実施する。 ・会場ごとの日程は、健康カレンダーに掲載する。	・妊産婦に関する相談：669人 ・乳幼児に関する相談：3,935人 ・その他：4人	・市内14か所の保健センター等を会場に実施する。 ・会場ごとの日程は、健康カレンダーに掲載する。	37
			68	妊産婦の支援	安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後を支援するため、妊娠期から子育て期までの切れ目ないきめ細やかな支援の充実に取り組みます。	健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠・出産から子育て期の様々な不安や悩みことについて、母子保健コーディネーター（母子保健・子育て支援専任の保健師）が相談に応じるとともに、地区担当保健師や関係機関が協力して切れ目のないきめ細やかな支援をすることにより、安心して出産や子育て期を迎えることができる環境を整える。	市内8保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期に生じる出産・育児に関する不安や悩みに関する相談支援を行う。	相談件数 4,632件	市内8保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期に生じる出産・育児に関する不安や悩みに関する相談支援を行う。	38
			69	性感染症予防対策の充実	エイズや性感染症について、相談・検査を実施することにより、感染者の早期発見・早期治療に努めると共に、予防意識について啓発します。	健康課	エイズ・性感染症相談	エイズ・性感染症について、感染の不安のある者に対し、相談・検査を実施することにより、予防意識の啓発を行うとともに、感染者の早期発見・早期治療に結びつける。	・エイズホットライン（専用電話）月～金曜日 8時30分～17時15分 ・HIV、性感染症の検査（匿名・無料） 毎週 火曜日 午前9時～10時40分 毎月 第1火曜日 午後5時～6時30分	・エイズホットライン（専用電話）月～金曜日 8時30分～17時15分 にて相談を実施。相談件数198件 ・HIV、性感染症の検査（匿名・無料）を実施。 毎週 火曜日 午前9時～10時40分 毎月 第1火曜日 午後5時～6時30分 検査数 315件	・エイズホットライン（専用電話）月～金曜日 8時30分～17時15分 ・HIV、性感染症の検査（匿名・無料） 毎週 火曜日 午前9時～10時40分 毎月 第1火曜日 午後4時50分～6時30分	39
			70	不妊に悩む男女への支援	子どもを持つことを望んでいるにも関わらず、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。	健康課	不妊治療への助成	保険治療である生殖補助医療（体外受精・顕微授精）及び男性不妊治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成するもの。	保険診療の生殖補助医療費の自己負担額に対し、1/3を助成する。	助成件数616件	保険診療の生殖補助医療費の自己負担額に対し、1/3を助成する。	40
		㉖ 更年期、高齢期の健康の保持増進のための支援	71	生涯を通じての健康づくりの促進	生活習慣病等の早期発見・早期治療のための各種検診の充実などにより、女性のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を促進します。	健康課	総合健康相談 集団健康教育 訪問保健指導	健診受診により自分の健康状態に気づき、生活習慣改善に取り組めるよう、定例開催による健康・食生活相談の他、自分の食生活等が振り替えられる場を確保する。	総合健康相談（体組成測定の実施含む） ：市内保健センター等で月1回定例開催 集団健康教育：地区の課題に合わせて企画 訪問保健指導：令和7年度国保特定健診等のハイリスク者への個別支援	・総合健康相談 119回・170人 ・集団健康教育 5回・ 40人 ・訪問保健指導 3,746人	総合健康相談（体組成測定の実施含む） ：市内保健センター等で月1回定例開催 集団健康教育：地区の課題に合わせて企画 訪問保健指導：令和8年度国保特定健診等のハイリスク者への個別支援	41
						人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、女性の心身の健康と権利の保持についての講座を開催する。	女性の心と身体の健康講座 1講座	女性の心と身体の健康講座 2講座28人	女性の心と身体の健康講座 1講座	42

施策体系区分							実 施 事 業					No.
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和7年度 事業計画	令和7年度 実施結果	令和8年度 事業計画	
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	主要課題8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成	㉔ 男女共同参画、女性活躍推進のための意識啓発	72	広報ながの・情報紙等による啓発	広報ながの、情報紙（With You）、市政放送番組及び市ホームページ・SNSなどインターネットメディアの活用により、男女共同参画に関する情報を発信します。	広報広聴課	男女共同参画の視点に立った広報活動の推進	広報紙や市政放送番組等の広報活動を用いて、男女共同参画の啓発等の支援をする。	・広報ながの（特集記事、くらしのチャンネル）や市政ラジオ番組などでの情報発信	・広報ながのへの掲載＝特集記事：3回（6月号、11月号、12月号）、くらしのチャンネル：随時 ・市政ラジオ番組による広報活動（FMぜんこうじ）	・広報ながの（特集記事、くらしのチャンネル）や市政ラジオ番組などでの情報発信	1
						人権・男女共同参画課	男女共同参画情報紙「With You」の発行	情報紙を用いて、男女共同参画についての啓発を行う。	フリーペーパー（ながの情報）への掲載年間3回発行（7月・11月・3月）	フリーペーパー（ながの情報）への掲載 ・7月号 長野市男女共同参画週間各イベントの案内 ・11月号 地域で活躍する女性の紹介 ・3月号 令和7年度男女共同参画優良事業者の紹介	フリーペーパー（ながの情報）への掲載年間2回発行（11月・3月）	2
			73	結婚支援における男女共同参画意識の醸成	結婚を希望する人の出会いの場の創出支援や結婚を応援する機運の醸成などの市の結婚支援の取組において、男女共同参画の視点を取り入れた講座などを開催します。	移住推進課	結婚セミナー等の開催	結婚を希望する人や結婚を応援する人等を対象に、男女共同参画の視点を取り入れた講座等を開催する。	・ライフデザイン形成支援事業の実施（ワークショップの実施、動画の制作及び公開） ・結婚応援ボランティア研修会の開催	・ライフデザイン形成支援事業 ワークショップA 8/2,3 全3回 参加者 12人 ワークショップB 12/19,1/22 全2回 参加者 34人 座談会（ワークショップA参加者意見に基づく開催） 11/14 参加者63人 動画の作成 ・結婚応援ボランティア研修会の開催（2/3 参加者5人）	・ライフデザイン形成支援事業の実施（ワークショップの実施、動画の制作及び公開） ・結婚応援ボランティア研修会の開催	3
			74	男女共同参画の視点に立った情報の発信	市の刊行物等の作成に当たり、男女共同参画の視点に立った表現の徹底を図ります。	人権・男女共同参画課	ガイドラインの活用	各所属において今後刊行物を発行する際、男女共同参画に配慮した表現をするためのガイドラインである「男女共同参画の視点からの広報の手引き」を活用するよう働きかける。	庁内各所属に対しガイドラインの活用を働きかける。	庁内グループウェアにガイドライン（男女共同参画の視点からの広報の手引き）を掲載	庁内各所属に対しガイドラインの活用を働きかける。	4
						全課						5
			75	男女共同参画週間の活用	国で定める男女共同参画週間に合わせ、重点的に啓発活動を実施し、男女共同参画意識の向上を図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画月間の開催	国の「男女共同参画週間（6/23～29）」に併せて、より多くの参加者を促すため期間を一カ月（6/23～7/22）とし、啓発活動を実施する。	・男女共同参画週間期間中に、市役所市民交流スペース、しなのきにて啓発パネル展示 ・週間期間中の講演会及び各種講座の開催	市役所2階連絡通路、しなのきにて啓発パネルを展示。週間期間中の講演会及び各種講座の集中開催	・男女共同参画週間期間中に、市役所市民交流スペース、しなのきにて啓発パネル展示 ・週間期間中の講演会及び各種講座の開催	6
		㉕ 男女共同参画センターにおける取組の推進	76	講演会や講座等の開催	性別による固定的な役割分担意識の是正のための講演会、講座等を開催し、男女共同参画についての理解を深める啓発活動に努めると共に、メディア・リテラシーの向上や女性のエンパワメントを図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、様々なテーマにより、性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女共に個性と能力を発揮し、共に責任を分かち合う意識づくりを行う講座を開催する。	再就職・キャリア形成講座 6講座 男性の家庭参画講座 3講座 DV防止講座 3講座 男女共同参画基礎講座 8講座 女性の心と身体と健康講座 1講座 女性の心と身体と健康講座 1講座 地域防災講座 1講座 県企画講座（サテライト）再掲 1講座 男女共同参画週間講座【再掲】 3講座	再就職・キャリア形成講座 3講座 男性の家庭参画講座 2講座 DV防止講座 3講座 男女共同参画基礎講座 7講座 女性の心と身体と健康講座 2講座 地域防災講座 1講座 県企画講座【再掲】 1講座 県企画講座（サテライト）【再掲】 4講座 男女共同参画週間講座【再掲】 4講座	再就職・キャリア形成講座 6講座 男性の家庭参画講座 3講座 DV防止講座 3講座 男女共同参画基礎講座 8講座 女性の心と身体と健康講座 1講座 女性の心と身体と健康講座 1講座 地域防災講座 1講座 県企画講座（サテライト）再掲 3講座 男女共同参画週間講座【再掲】 3講座	7
									サポート事業の廃止		サポート事業の廃止	8
			77	市民参画型の意識啓発活動の支援	市民自らの発想に基づき、身近なテーマを話し合う講座やシンポジウムの開催を通し、市民参画型の意識啓発活動を支援します。	人権・男女共同参画課	「男女共同参画促進サポート事業」の実施	市民団体等の企画による男女共同参画に関するセミナーやシンポジウム開催等を支援する。	サポート事業の廃止		サポート事業の廃止	9
			78	団体活動への支援	社会活動への女性の参画を進めていくため、各種団体活動を支援します。	人権・男女共同参画課	女性団体への支援	女性の社会活動参画を図るため、各種女性団体の活動を支援する。	男女共同参画団体、長野市地域女性ネットワークへの支援	男女共同参画団体 5団体への支援（勤労者女性会館しなのきの会議室等の無料提供、男女共同参画研修の実施、男女共同参画に関する情報提供）	男女共同参画団体への支援	10
			79	相談機能の充実	様々な悩みや問題を抱える女性のため、相談者に寄り添いながら、関係機関との連携により相談機能の充実に努めます。	人権・男女共同参画課	女性のための相談の実施	男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談指導員が常駐し、女性特有の悩みや不安等について相談を受ける。	女性のための相談（電話・面接） 月、火、木、金 9:00～16:00 水 12:00～19:00（16時以降電話のみ）	女性のための相談【再掲】 電話相談 359件 面接相談 92件	女性のための相談（電話・面接） 月、火、木、金 9:00～16:00 水 12:00～19:00（16時以降電話のみ）	11
							女性弁護士による女性のための法律相談	県弁護士会との共催により、女性特有の悩みにおいて、法律的な見解が必要とされる場合に、女性弁護士が相談を受ける。	女性のための法律相談 毎月第2水曜日 10:00～12:00（先着4名）	女性のための法律相談 38件【再掲】	女性のための法律相談 毎月第2水曜日 10:00～12:00（先着4名）	12
			80	情報の収集と提供	男女共同参画に関する各種資料、国際的な動向などの情報を収集し、男女共同参画センターの情報収集機能の充実を図ることにより、市民が男女共同参画について理解を深め、実践につなげるための情報を提供します。	人権・男女共同参画課	情報の収集・提供	・インターネットにより、男女共同参画に関する情報を収集する。 ・本市の実施した調査結果、講座等の案内、啓発リーフレット、国際社会の動向等男女共同参画に関する情報をホームページに掲載する。 ・国・県・他市町村等の刊行物等の収集、男女共同参画に関する図書等を購入し、男女共同参画センター情報コーナー等での閲覧及び貸出を行う。	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供 ・啓発ビデオ・DVD等の紹介	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供 ・啓発ビデオ・DVD等の紹介	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供 ・啓発ビデオ・DVD等の紹介	

施策体系区分							実 施 事 業					No.
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和7年度 事業計画	令和7年度 実施結果	令和8年度 事業計画	
基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	主要課題 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成	㉓ 子どものころからの男女共同参画を推進する教育の充実	81	教育・保育関係者に対する男女共同参画の視点に立った研修の推進	教職員や保育士、幼稚園教諭等の男女共同参画についての理解を深めるための研修を実施します。	保育・幼稚園課	保育所・認定こども園における男女共同参画研修の実施	保育士・保育教諭を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた研修を実施する。	男女共同参画の視点を取り入れた研修会を実施する。	事例を基に具体的な対応策を学び、職場での対応について振り返りを行った。	男女共同参画の視点を取り入れた研修会を実施する。	13
						学校教育課	一人ひとりを尊重した保育	子ども一人ひとりの人権や発達を尊重する保育を実践するための研修を実践する。	4月23日（水）学校管理職（校長）人権教育研修「子どもの心の受け止め方」を実施予定	4月23日（水）学校管理職（校長）人権教育研修「子どもの心の受け止め方」を実施 出席者70名	実施予定なし	14
			82	男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	男女共同参画の視点に立った性教育及び人権教育を推進し、一人ひとりの適性と個性を尊重した生徒指導・進路指導を推進します。 また、男の子、女の子といった固定的な意識を植え付けないよう配慮し、発達段階に応じて、個性を尊重した教育・保育を実施します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナー（高等教育機関連携事業）の開催	次世代を担う学生に男女共同参画を理解してもらうため、外部講師による男女共同参画セミナーを開催する。	高等教育機関等において、学生を対象としたセミナーを開催する。	3校4回231人	高等教育機関等において、学生を対象としたセミナーを開催する。	15
						保育・幼稚園課	一人ひとりを尊重した保育	子ども一人ひとりの人権や発達を尊重する保育を実践するための研修を実践する。	子どもの人権を守り、一人ひとりの発達を尊重する保育を実践するための研修を実施する。	「子どもの人権を守る保育とは」の内容で講義形式のオンライン研修を実施。 5月から6月の期間で5回実施した。延参加者598名 「三歳未満児研修会」で人権の内容を含めた講義を実施。参集型とオンラインで延参加者149名	子どもの人権を守り、一人ひとりの発達を尊重する保育を実践するための研修を実施する。	16
						学校教育課	学校人権教育の推進	市立全小・中学校を人権教育研究指定校とし、様々な差別や偏見をなくし、ジェンダー平等をはじめとする男女共同参画意識を含む豊かな人権感覚と実践力をもつ児童生徒を育成する。	・市立全小中学校を人権教育研究指定校とし、実践授業や職員研修会を通して、教職員の意識向上を図る。 ・すべての子どもたちの心の受け止め方と学校づくりについて、学校管理職（校長）研修を実施する。	・指導主事が29校を訪問し、人権教育の授業研究や職員研修を実施。また、長野市立全ての小・中学校が人権教育の授業実践報告書を作成し、ポータルサイトに掲載することで、各校の実践の共有を図った。 ・教職員による不適切な行為に関する学校管理職（校長）研修を実施した。 ・すべての子どもたちの心の受け止め方と学校づくりについて、学校管理職（校長）研修を実施した。	・市立全小中学校を人権教育研究指定校とし、実践授業や職員研修会を通して、教職員の意識向上を図る。 ・すべての子どもたちの心の受け止め方と学校づくりについて、学校管理職（教頭）研修を実施する。 ・差別や偏見をなくすための学校管理職（校長）研修を実施予定	17
						人権・男女共同参画課	「男女共同参画に関する意識と実態調査」等の実施	「男女共同参画に関する意識と実態調査」等を実施し、今後の男女共同参画施策に反映させる。	男女共同参画に関する市民意識と実態調査 〔調査対象〕 長野市に在住する18歳以上75歳未満の男女各1,000人（計2,000人） 長野市に在住する18歳以上75歳未満の男女各1,000人（計2,000人）	男女共同参画に関する市民意識と実態調査 〔調査対象〕 長野市に在住する18歳以上75歳未満の男女各1,000人（計2,000人） 住民基本台帳より無作為抽出 調査時期 令和7年8月1日～8月29日 回収数 710票（回収率 35.5%）	男女共同参画に関する市民意識と実態調査 〔調査対象〕 長野市に在住する18歳以上75歳未満の男女各1,000人（計2,000人）	18
			84	国際社会の動向に基づくジェンダー平等への理解促進	世界の女性をとりまく現状や課題などジェンダー平等に関する情報の収集・学習機会の提供などにより、国際社会の動向についての理解促進を図ります。	人権・男女共同参画課	情報の収集・提供	国際社会の動向や諸外国の女性の現状などについて、市民理解を深めるための情報の収集・提供を行う。	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供	関連図書等の収集・提供	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供	19